

基本仕様書

1 業務名

広島城天守倒壊シミュレーション映像化業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

広島大学及び広島工業大学の研究成果等に基づいて、広島城天守が原爆により倒壊したシミュレーション映像を制作し、広島城三の丸歴史館等の展示や平和学習において活用することで、市民が被爆以前の広島の歴史・文化の理解を深めることを目的とする。

4 業務内容

受注者は、発注者が提供する写真、図面及び文献資料や、広島大学及び広島工業大学から提供される研究成果を基に、映像制作に必要な業務一式を実施するものとする。

制作に当たり必要となる出演料、撮影許可申請費用、使用料、機材費その他一切の費用は受託者が負担するものとする。

(1) 映像制作

ア 企画・構成

- (ア) 広島城天守の歴史的価値について市民理解を促進する内容とすることとし、次の要素を含めて構成すること。
 - ・ 広島城天守の築城から倒壊に至るまでの概要なお、築城から倒壊までの概要は発注者が提供する写真や資料等を基に協議の上、決定すること。
- (イ) 発注者、広島大学及び広島工業大学から提供される資料を踏まえ、映像シナリオ、構成及び絵コンテを作成すること。
- (ウ) 誰もが理解しやすい演出及び表現とすること。

イ CGコンテンツ制作

- (ア) 広島大学及び広島工業大学による研究成果を基に、広島城天守の倒壊過程をCGにより可視化すること。
- (イ) 映像表現については、発注者と協議の上、決定すること。
- (ウ) 広島城天守及び周辺環境（内堀を含めた天守周辺）をCGにより表現すること。CGの作成に当たっては、AI使用も可能とする。
なお、AI技術を利用する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ・ AIに入力する資料は公開情報のみとする。
 - ・ 商用利用が可能なサービスを使用すること。
 - ・ 入力データ及び生成物についての権利（発注者による利用・複製・改変等の二次利用）及びセキュリティ上問題がないこと。
 - ・ 入力データがAIモデルの学習に利用されない設定又は契約とすること。
 - ・ 使用するAIサービスの名称、利用範囲、入力資料、生成過程及び成果物への反映内容を記録し、発注者に報告すること。
 - ・ 使用するAIサービスは、米国又は日本製のものに限り、当該分野において、商用利用として十分な利用実績を有するものであること。
 - ・ 受注者は、発注者が提供する資料のほか、公開資料その他の客観的資料との照合及び検証を行い、成果物の正確性及び妥当性を確保すること。

(エ) 将来的な再編集及び機器更新にも対応可能なデータを納品すること。

ウ ナレーション等

(ア) 映像内容を補足するナレーション及び効果音を用いて制作すること。

(イ) 日本語及び英語の字幕及びテロップを挿入し、視認性に配慮すること。

エ 形式

(ア) 本編

サイズ：横1920×縦1080ピクセル

データ形式：MP4

構成：15分程度

(イ) 本編ダイジェスト版

サイズ：横1920×縦1080ピクセル

データ形式：MP4

構成：60秒程度

オ 著作権

成果品の著作権は発注者に帰属する。

また、各種イベント、本市ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。なお、映像の一部のみの使用や再編集等も可とする。

前記を考慮し、使用する映像・音楽・小道具等の著作権及び商標権等の知的財産権、肖像権、個人情報保護などについて、適切に処理すること。

受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受託者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。なお、その場合においては、成果品についても再編集し提出すること。

(2) 協議事項

ア 受託者は、発注者、広島大学及び広島工業大学関係者との協議を適宜実施すること。

イ 次の段階において、発注者の承認を得ること。

- ・ 企画構成
- ・ 絵コンテ制作
- ・ 中間成果物
- ・ 完成成果物

ウ 関係者（発注者、広島大学及び広島工業大学関係者）会議については、原則3回以上実施すること。実施方法は対面又はWEB会議で実施すること。

5 実施計画書

契約締結後10日以内に業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。実施計画書には次の事項を記載すること。

- ・ 業務実施体制、担当者一覧、制作スケジュール

6 実施報告書

令和9年3月31日までに次の事項を含めた実施報告書を提出すること。

- ・ 業務実施内容、制作スケジュール、協議記録、使用資料一覧、成果物一覧

7 成果物について

受注者は、契約履行過程で撮影した画像及び動画は制作素材ごとにリスト化（Excel）し、全て電子媒体（外付けSSD又はHDD）で次の成果物を2部（正・副）納品すること。

	成果物	納品形式	納品期限
動画	本編映像（１５分程度）	MP４	令和９年 ３月３１日
	ダイジェスト（本編概要）版 （６０秒程度）	MP４	
制作素材	画像及び動画、リスト一覧	MP４及びＪＰＥＧ	

８ その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者等との連絡調整を十分に図ること。
- (2) 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
 - ア 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面より報告し、承諾を得なければならない。
 - イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報すべてについて秘密を厳守し、発注者の了解がなければ一切の他言・公言及び貸与をしてはならない。なお、本契約の終了後も同様とする。
- (6) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。